令和元年 第9回 教育委員会定例会会議録

令和元年9月3日(火) 港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2528号

令和元年第9回定例会

日 時 令和元年9月3日(火) 午後1時30分 開会場 所 教育委員会室

教	育	長		青	木	康	平	
教育長職務代理者				田	谷	克	裕	
委		員		Щ	内	慶	太	
委		員		薩	田	知	子	
委		員		中	村		博	
教育	推進	部長		新	宮	弘	章	
学校教育部長				#	堀		二三雄	
教育	手長雪	崔 長		村	Щ	正	_	
教育公	企画担 当	舗課長		加	藤		豊	
生涯学習	冒スポーツ排	長興課長		木	下	典	子	
図書	文化財	課長		佐人	木	貴	浩	
学	務課	長		山	本	隆	司	
学校加	施設担当	舗課長		伊	藤	太	_	
教育	指導	課 長		松	田	芳	明	
	教委委教学教教生図学学育	教委委委教学教教 医四学学育 校育 校育 校育企工文 孩 施推教 長 連 光 化 担	教育長職務代理者 委 員員員 委 育 推 進 育 室 推進 育 室 整 変 教育企画担当課長 生涯学習スポーツ振興課長 図書文化財課長	教育長職務代理者 委 員 員 員 長 長 表 套 委 套 套 套 套 套 套 查 育 校 育 長 長 長 長 長 長 重型スポーツ振興課長 図書 文 化 財 課 長 と 受 校 施設担当課 長	教育長職務代理者 田 委員 山 委員 中 教育推進部長 新 学校教育 長 村 教育企画担当課長 加 生涯学習スポーツ振興課長 木 図書文化財課長 佐 学校施設担当課長 伊	教育長職務代理者 田 谷 内 委員 山 薩 中 村 委員 中 村 教育推進部長 新 堀 学校教育部長 村 堀 教育企画担当課長 加 藤 生涯学習スポーツ振興課長 木 本 図書文化財課長 佐々木 学校施設担当課長 伊 藤	教育長職務代理者 田 谷 克 委員 山 内 慶 委員 市 村 教育推進部長 新 宮 弘 学校教育部長 堀 二 教育企画担当課長 加 藤 生涯学習スポーツ振興課長 木 下 典 図書文化財課長 佐々木 貴 学校施設担当課長 伊 藤	

「書記」

 教育総務係長
 佐京良江

 教育総務係
 藤田希代美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定(一号認定)の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について
 - 2 港区立郷土歴史館の招待券の発行について
 - 3 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 4 学校職員服務取扱規定の一部改正について

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区学校運営協議会委員の任命について
- 2 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ青山(スポーカル青山)の設立について
- 3 令和元年度春の通学路点検の実施結果について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第9回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午後1時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。

- **〇山内委員** よろしくお願いします。
- ○教育長 まず、本日の運営についてお諮りします。本日、説明員の学務課長は公務により午後2 時45分ごろに退席するため、教育長報告事項3の予定を変更して教育長報告事項の最初に行い、 その後、日程を戻して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、日程を変更してご報告いたします。

日程第1 審議事項

- 1 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定(一号認定)の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について
- ○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第60号「子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定(一号認定)の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。
- **〇教育長室長** それでは議案資料ナンバー1の方をご用意ください。資料の後ろから2枚目の方の資料ナンバー1-3をご覧ください。本規則につきましては「子ども・子育て支援法施行令」の一部改正に伴いまして、私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定(一号認定)の利用者負担額を改正するものです。

その次のページ、参考資料の方をご覧ください。「新制度における私立幼稚園の基本的なしくみ」ですけれども、新制度移行園においての利用者負担の決まり方ですけれども、2番のところの真ん中ぐらいにある表の方、図をご覧いただきますと、これは公定価格を仮に60,000円としたときですけれども、現行ですと、幼稚園の保育料が60,000円だった場合、施設型給付費が52,000円で、これを区が払いますが、残りの8,000円を利用者負担額として、保護者が幼稚園に払うことになっています。この8,000円の額を決めるのが、この規則になります。今回の無償化に伴いまして、改正後ですけれども、保護者から幼稚園に支払う金額がなくなりましたので、そちらを零にする改正を行います。

では恐れ入りますが、資料の3枚目、ナンバー1-2の方をご覧ください。上段が改正案、下段が現行です。下段の第二条をご覧いただきますと、下線部分の方に「港区立幼稚園の保育料に関する条例 別表に定める保育料の額とする。」こちらの方で、現在は新制度移行園の利用者負担額に

ついて、幼稚園の保育料条例を引用して規定をしております。今後、そちらが国の無償化に伴い、 零というふうに政令が改正されましたので、それにあわせまして上段の改正案のとおり、こちらの 規則の中で利用者負担額を零とするというふうに改正をいたします。

また、下段にあります第二条、第2項以降の規定につきましては、従来利用者負担額をさらに一定の所得以下の方、また第三子以降の子どもについて減額を行っていた規定ですけれども、こちらも全て負担額が零となりますので、不要となるため、こちらの方も削除をいたします。

この規則の施行日ですけれども、新制度が始まります令和元年10月1日から施行することとさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

説明は以上です。

〇教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。 よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第60号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第60号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立郷土歴史館の招待券の発行について

- ○教育長 次に議案第61号「港区立郷土歴史館の招待券の発行について」説明をお願いします。
- **〇図書文化財課長** それでは、議案資料ナンバー2をご覧いただければと思います。

「審議内容」は歴史館の魅力を広く伝えるため、常設展示室及び特別展示室を観覧できる招待券を発行したいというふうに考えてございます。

「発行理由」につきましては記載のとおりですけれども、魅力を伝えて多くの方々に来ていただきたいということで、歴史館の条例施行規則第3条第1項第5号に基づきまして、常設展示及び特別展示室を観覧できる招待券を発行したいと思ってございます。

「発行枚数」は3,000枚を上限として考えてございます。

「配布先」は教育委員会等になってございますが、今回はさまざまな特別展等を実施しますが、 その際色々ご協力をいただいている方々がいらっしゃいますが、そういった方々に広く見ていただ きたいということで配布を考えてございます。

「有効期間」につきましては来年度いっぱいというふうに考えてございます。

また「その他」ですけれども、1月22日にご審議いただきました、平成31年第2回教育委員 会臨時会で了承されました招待券は9月8日までの配布とさせていただきまして、9月9日から今 回の新しい招待券を配布させていただきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

〇教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

これは、新しい物は9月9日から事実上令和3年3月31日までですよね。古いものは、これを 持っている人もいるのだけれども、その辺の扱いはどうなるのですか。

- **〇図書文化財課長** 9月8日までに相手先にはお配りをさせていただいて、10月31日までは有効のチケットになってございますので、その間はご利用いただけるというふうに考えてございます。
- ○教育長 10月31日。
- 〇図書文化財課長 はい。
- **○教育長** そうすると10月31日まで使えるにもかかわらず、9月9日から使えるものを配る訳ですか。9月9日前に配るのかな。利用期間が、かぶりますね。それはどうお考えですか。
- **○図書文化財課長** ここでかぶることについては、我々もどうするかと考えたところですけれども、 やはり9月8日までに配って、有効期限がなかなかなくなってきているものですので、その間、今 日9月9日に渡すものを11月1日からしか使えませんよと渡すのはなかなか難しいのではないか ということで、やはり同時に使える期間はダブりますけれども、なるべく1カ月半とか、40日ぐ らいの期間がダブるのはいたし方ないのかなというふうにして、今回はこういうふうに考えさせて いただきました。
- **〇教育長** 趣旨としてはできるだけ見に来ていただいて、またできればリピーターになってもらいたいという思いであるので、あまりこの扱いによって、それがせっかくそういう思いがあってつくったにもかかわらず、手続上というか、扱いのおかげで使いにくくなったというと本末転倒になってしまうのだけれども。ダブりが生じるというのがしっくりこないですね。
- **○図書文化財課長** 本来であれば11月1日からというふうにきれいに分けられるのが一番いいのですけれども、招待をしたい、招待をされた側から見ますと、やはりダブりが生じた間はしようがないのかなと。なるべく気持ちよく来ていただきたい、広く来ていただきたいという気持ちからこの期間のダブりをなるべく短くしながらも、有効に使っていただきたいというふうに考えているところです。
- **〇教育長** もう一つは、それにつながるのかもしれないけれども、来年度中というのは、期間的に 結構長いではないですか。これはどういう考え方ですか。
- **○図書文化財課長** 前回、1月22日過ぎから配らせていただいて、10月31日までということで、今回9月2日現在で677枚配布しまして44枚の回収率ということで、6.5%ということからなかなか使用にいたっていないというような状況が分かっております。こちらについては有効期限を延ばせば伸びるのかという訳ではありませんが、なるべく制限のない形でお渡しするということで、多くの方に来ていただきたいというふうに思ってございます。

また、調べる中では、近隣の博物館の方では、期限を入れていない物も結構あったりですとか、 そういう事も分かってきておりますので、なるべく長めに使えるものをお渡しして、好きなときに 来ていただける。もしくは自分の好きな特別展をやっているときに来ていただきたいというような 形で、今回こういった長い間を設定していったというような次第です。

- **〇教育長** ちなみに今配っている招待券の印刷した物は、何枚あるのですか。
- **〇図書文化財課長** 上限で1,000枚印刷をさせていただいて、9月2日においては677枚の配布になっています。
- ○教育長 そうすると、300ちょっとあるのですね。
- ○図書文化財課長 まだ残っています。
- **〇教育長** その期限なしというのもいいのかなと思うのだけれども。一般的には期限なしが多いのですか。それとも期限あり。
- ○図書文化財課長 一般的には特別展の期間だけ使えるもの等になります。
- ○教育長 なるほど。
- **〇図書文化財課長** また、例えば通常のところだけ使えるものですとか。
- **〇教育長** 常設展とか。
- **○図書文化財課長** 常設展の部分だけなど、色々な考え方がありますので、一概にどっちという訳ではないのですけれども、今回の特別展もせっかくだったら見ていただきたい、常設展も見ていただきたいということでつくっております。 ではいつまでもいいのかというとなかなか、有効期限が終わらないものがいっぱい出てしまうというのもあまりよろしくないのかなということで、やはりどのぐらい、いつの期間、どのぐらいかを調整したいと考えます。我々としても、番号でどこに何が出ているかというのを管理しておりまして、一定のところでどのぐらい使われたのかとか、どういうふうな動向があるのかというのを把握するためにも、こういった券の種類を変えたりしていくのも一つありかと考えます。
- **〇教育長** デザインも変えているのですか。
- **〇図書文化財課長** 変えています。今回は、この写真については変えなかったのですけれども、前回こちらはグリーンの物で、これを黄色に変えて、明らかに違う、いつからのものだと間違えないようにはしております。

ほかの物に変えようとしたのですけれども、ほかの建物もちょっと入っていたりしたので、著作権の問題とか色々出てくるかと思って、今回はまた同じ写真にしましたけれども、次回は違う写真を使っていこうかなというふうに思っています。

○教育長 今回はこれでいいのかもしれないですけれども、皆さんの採決の結果なのだけれども、 基本はやはりその招待券をもらった方が使いやすい、行きやすい物にしないと、期限を切るのが、 こういう理由で期限を切った方がいいのですよ、だけどもらった側は、招待された側は使いにくい というのはやはり避けるべきだと思うのです。その視点に立つとどうなのか、期限なしがいいのか、 場合によっては期限をつけたほうがいいのか。特別展、企画展、限定、それはしなくてもいいと思 うのだけれども。期限のありなし、あるいは事務的にどうなのかとか、それは二つ目の視点で考え てほしいです。招待を受けて、招待券をもらった人たちが使いやすい設定というか、それでやって もらいたいなと。今回はともかく、そういう視点で混乱がないように今後考えていってほしいと思 います。 **〇図書文化財課長** 今回二度目の発行ということで、今回の動向を見させていただきながら、招待された方々が使いやすいような視点で検討していきたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

〇教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第61号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第61号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

〇教育長 次に議案第62号「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則 について」説明をお願いいたします。

〇学務課長 それでは、「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご審議をお願いいたします。

資料ナンバー3-3をご覧ください。「審議内容」です。「子ども・子育て支援法」の一部改正によりまして、令和元年10月1日に「港区子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の一部を改正する条例」が施行されることに伴いまして、「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則」の一部を改正するものでございます。

令和元年10月から区立幼稚園の3歳から5歳の保育料は無償といたします。また、通常保育の終了後に実施している子育でサポート保育料についても、保育の必要性のあるお子さんについては一部無償化となりますが、一旦保育料を納付していただき、利用日数に応じて保護者へ償還することになります。子育でサポート保育料については、これまでの保育料階層区分は引き続き適用となりますので、保育料に関する規則の改正を行うものでございます。

1の「改正内容」です。資料ナンバーの3-2をご覧ください。上段が改正案、下段が現行となっております。改正する箇所については第六条の2項及び3項のみです。棒線部、現行の「支給認定保護者」を上段「教育・保育給付認定保護者」に改めるものでございます。現行の支給認定ですけれども、就学前のお子さんを持つ保護者から申請を受け、年齢と保育の必要性の有無によって一号認定、三号認定、三号認定と区分を認定するものでございます。このことに加えて、預かり保育事業または認可外保育施設等の利用に関する支援のため、子育てのための施設等利用給付というものが新設されました。保育の必要性のあるお子さんの預かり保育料、港区では子育てサポート保育料と呼んでいますが、それを一部無償の対象とするために、保育の必要性の有無や、家庭状況に応じて新たな認定区分を行うことになります。したがって今後、これまでの認定給付に子育てのための施設等利用給付を加えた認定を行うことになります。

資料3-3にお戻りください。

「施行期日」です。令和元年10月1日となります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第62号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第62号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 学校職員服務取扱規定の一部改正について

○教育長 次に議案第63号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」説明をお願いします。

〇教育指導課長 それでは議案資料ナンバー 4 をご用意いただきたいと思います。議案第63号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」ということで、この規程は教育職員、学校の職員の服務に関する規程でございますが、その中には出勤簿等の様式が規定されております。そこで資料のページをおめくりいただいて6ページまたは9ページをご覧いただくと、その下に、右側の下の方に、

「日本工業規格B列4番」いわゆるJISのB4版という紙の大きさを示しているものですとか、 JISのA4版という紙の大きさを規定しているものもございます。この規定について簡単に申しますと、今回外してしまおうというのが一部改正の趣旨でございます。このことについてご審議いただきます。

なぜこのようになったかということにつきましては、今までの常勤職員については、今まではこの紙の大きさで全員そろえた出勤簿等々を用意していた訳なのですが、常勤の職員はもう既に庶務事務システムということで電子化されております。つまり使う者は非常勤職員だけということになります。非常勤職員の方も随分少ないということと、あと様式によってはA4にしておくと印刷して印鑑がうまくおさまらないとか色々なことがございまして、学校の実情に応じて、その大きさを多少自由にしていっても、保存するのは学校でございますので問題がないということも含めて検討をした結果、このように変えさせていただくものです。きっかけは「工業標準化法」が「産業標準化法」というふうに法律の名称が変わったことによって、同じJISでも多少変わってきたことから、今回の我々の方で規程の見直しということに至りました。これにつきましては「この訓令は、公布の日から施行する」ということで、決定次第速やかに手続をとりたいと思っています。

ご審議の程をよろしくお願いいたします。

- ○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。
- **〇田谷委員** 今は電子化が進んでいるというお話しだったのですけれども、実際何%ぐらい電子化 あるいは手書きなのでしょうか。
- **〇教育指導課長** 常勤職員の物は、ほとんどの物が電子化をしております。ただ、めったに出てこ

ないような届け出物については、一部残っておりまして、年に数回、例えば産休・育休に関する書類とか、そういった手書きで書かなくてはいけないものとかというのは残っています。ですから出勤簿ですとか、さまざまな連休処理ですとか、そういったものについては、もうほぼ電子化が進んでいるという状況でございます。

- 〇田谷委員 了解しました。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- 二つ質問があって、一つは、四号様式、五号様式についてこうしますよとなっているのですけれども今、物がないのでよく分からないのですけれども、一号様式から三号様式と、六号様式から八号様式、こっちはもともとJIS規格ではなかったということでいいですか。
- **〇教育指導課長** 一号とか二号とかそう言われているのは、職員証ですとかそういった物ですので、また、交付願いですとかそういった物については、様式の大きさが規定されていない物もございました。様式の大きさが規定されている物は、先程言いました四号様式そして五号様式。これらについては、大きさについて規定があったので、今回なくすということになっております。
- **〇教育長** そういうふうに言われるとちょっとまた質問したくなってしまうけれども、職員証は様式が決まっていないのですか。大きくてもいいのですか。
- **〇教育指導課長** 職員証はこちらで発行していますので、規定はないのですが、今はカードという 形になっていますかね。
- **〇教育長** それ、決まっているのではないのですか。届け出ではなくて、形は決まっていないといけないのではないですか。それが J I S 規格かどうかは別なのだけれども。
- **〇教育指導課長** JISではないです。
- **〇教育長** 何センチ何センチとか。
- **○教育指導課長** 今は90ミリと63ミリということで、Bとかそういうことは、JISとは全く 関係ない大きさで規定されています。
- ○教育長 そうすると、この四号様式、五号様式以外はJIS規格以外に決められていたり、特段 大きさは関係ない物だという理解でいいですか。
- ○教育指導課長 はい。
- **〇教育長** 分かりました。

それからもう一つの質問は、この資料4-3なのですけれども、説明にあったことを聞くと、そういうことかで分かるのだけれども、経緯のところに「工業標準化法」は「産業標準化法」に、それで「日本工業規格」は「日本産業規格」に改められました。それによってこうしますよということしかここの資料においては読めない。ここが確かにきっかけなのだけれども、この間に何かが入らないと、削除しますと言えないのではないですか。いきなり飛んでいますよね。

- ○教育指導課長 そこは私が口頭で説明させていただいたところです。
- **〇教育長** ペーパーとしてもそれをやっておかないといけないのではありませんか。
- **〇教育指導課長** もしお許しいただけるなら、ペーパーについて、そのことも加筆させていただい

て、資料として残したいと思います。

〇教育長 それはやっておき、説明を聞かないと、この資料だけ読んでも分からないでしょう。この法律の施行に伴ってこうなりました、えっ、何でそれで削除してしまうのだろうと。になりますよね。そうなったので、そこの部分を、「日本工業規格」というやつを「日本産業規格」に修正しましたというのならストレートに落ちるのだけれども、そうではない。もう一歩先に進んでしまっているので、そこはちゃんとやっておいてもらえますか。

- **〇教育指導課長** 加筆させていただきます。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第63号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第63号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

- 3 令和元年度春の通学路点検の実施結果について
- ○教育長 日程第二、教育長報告事項に入ります。「令和元年度春の通学路点検の実施結果について」説明をお願いします。
- **〇学務課長** それでは報告資料ナンバー3をご覧いただければと思います。令和元年度春の交通安全運動に伴う小学校の通学路点検の実施結果についてご報告をいたします。

「目的」のところです。児童の登下校の安全確保に当たりまして通学路について定期的に現状を 把握し、危険個所の改善を図ることを目的としてございます。

実施の体制です。各学校を実施主体としまして、PTA、学務課、各地区総合支所、東京都、警察署及び町会・自治会等の参加により通学路点検を実施しているものでございます。

- 3「通学路点検実績一覧」のところです。「実施日」のところをご覧いただきますと、5月8日から6月27日までの期間に、「参加人数」ですが11名から65名、幅はございますが合計
- 493名の参加がございました。主な指摘箇所としましては合計で118件となってございます。 2ページ目をご覧ください。主な指摘箇所についてご説明させていただきます。件数の多かった 指摘箇所は2ページ1の「違法駐輪・違法駐車の取締り、撤去をしてほしい」というところ、それ から3番の「路面表示や横断歩道、白線の設置・引き直しをしてほしい」。それから3ページにな ります、9番の「道路が狭い、車の通りが多いので安全確保が必要である」という点が、多い項目 でございます。

なお、「対応中」または「検討中」という表記ですけれども、対応中というのは明らかに対応することが決まっておりまして、いつまでに実施しますという報告をもらっている箇所でございます。 一方、検討中というのは対応するかどうか方向性がまだ決まっていない箇所という意味で、表記を 分けてございます。

補足説明をいくつかさせていただきます。2ページ目の1のところです。違法駐車につきましては警察署、それから違法駐輪、自転車の方は各地区総合支所の方から注意喚起及び撤去を行っているものでございます。

それから3番の「対応」の一番下のところです。道幅が狭く、白線の新規設置が困難であると警察署が判断したものでございます。歩車道とも、十分な幅員がとれないということで、白線の新規設置が困難という判断でございました。

それから2ページ、4番の下から2行目「私有地のため、支柱の撤去が困難であると警察署が判断」という項目です。これは道路近くの出入りが自由な駐車場の端の方に金属のポールがございます。特に、通常に歩行する際には支障はないのですけれども、子どもたちがもしそれを使って遊んでいる場合については危ないという判断がございましたが、私有地のため撤去が困難ということでございました。

その下、道幅が狭く、ガードレールの設置が困難であると街づくり支援部の方で判断しているという件でございます。これは道幅が狭い上に、駐車場の出入り口となっているためにガードレールの設置が困難ということで、街づくり支援部の方で判断をしてございます。

それから3ページの8番のところです。「ミラーの設置・修繕、角度の調整をしてほしい」の一番下のところですけれども、機能性に問題がないため、修繕の必要はないと総合支所が判断したものでございます。ミラーの部分ですけれども、多少のへこみはあるのですが、機能的に問題なしということで判断をされたものでございます。

それから4ページの11番のところの一番下です。歩道橋の修繕をしてほしいという項目のうち「私道のため、マンホールのひびの修繕が困難であると街づくり支援部が判断」という記述でございます。これは、マンホールのひびの修繕というふうな表記をしてございますが、実際は10センチ掛ける25センチ程の鉄のふた、水道メーターのふたのような物なのですけれども、既に穴が土で埋まってしまっていて、穴がふさがっている状況です。指摘のポイントとしては、子どもたちがつまずく可能性があるという意味で記載をしてございます。ただし、私道に当たりますので、ちょっと手が出せないということで、街づくり支援部の方で判断したものでございます。

なお、「対応中」または「検討中」という箇所につきましては、その後経過についてどうなった かということは確認を継続して行ってまいります。

4ページの5番になります「その他」のところです。秋の通学路点検実施期間につきましては、 9月2日から11月29日を予定してございます。

説明は以上です。

- ○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。
- **○薩田委員** 通学路というのは、各学校で指定された通学路というのはたくさんあると思うのですけれども、点検するに当たっての通学路というのは、その学校の1カ所だけを点検して、通学路、指定されたところなのか、さまざまなところを、人数がたくさん出ていただいているみたいなので、

手分けして点検をしているのかとか、そういう点検の仕方を教えていただきたい。各学校で色々違うのかもしれないですけれども、ちょっと教えていただけますか。

〇学務課長 今、委員の方からご指摘いただいたとおり、基本的には各小学校によって通学路のコースが、例えば多いところですともう五つも六つもあるようなところもあるのですけれども、それぞれのコースについて、参加人数を分けて、一つのコース当たりの人数が少なくなってしまうのですが、基本的には全てのコースについて点検をするようにしております。

○薩田委員 それは毎回同じ、毎年、春と秋もやっていただいていますし、やはりこれだけ、指摘 箇所が10点以上とかになってしまうものなのですか。改善というのはあまりされないか、どんど ん危険個所が増えているのか。0というのもちょっと危険なのですけれども、10以上あるのも、 そんなに危険な箇所があるのかとちょっと思ってしまうのですけれども、どうなのでしょう。

○学務課長 参加いただいている方の見方にもよるかと思うのですけれども、基本的に通学路点検に参加される方には、チェックリストという形でお渡しをしております。それで目についた箇所について点検をしていただくことになるのですが、やはり半年に1回という形になりますので、その間にその道路の状況が多少変わっていたりとかというのはままあることなのかなと判断してございます。

○薩田委員 ではぜひ、参加してくださる方も気をつけて点検していただきたいと思います。これ からもぜひお願いしたいと思います。

○学務課長 かしこまりました。

〇薩田委員 以上です。

○教育長 1番目の「違法駐輪・駐車」なのですけれども、「実施済」とあるではないですか。「実施済」というのは二つありますよね、一番上と四つ目と。総合支所と警察なのだけれども、そもそもこの南山小、本村小、それから芝、御田、南山、本村、赤坂は、1回取り締まりをすればもう済んでしまうところなのですか。というか、そういう状況にある。取り締まりは、そういうのがないように、常にやらないといけないと思うのだけれども、「実施済」というのが気になるのですけれども。

〇学務課長 この表記ですけれども、教育長がおっしゃったとおり、1回取り締まりをやれば「実施済」という表記になってしまいます。ただ、今ご指摘いただいたとおり、1回やれば済むという話ではございませんので、引き続きこの該当箇所については、警察の方に依頼をかけていきたいというふうに考えてございます。

〇教育長 というか状況が分からないので、とにかくずっととまっていて、個別にそこに言って、 もう二度ととめませんということで済んでしまうのであれば、次新たな人がやるかどうかはまた別 の話なので、それは実施済でいいと思うのだけれども、状況が分からないのです。それで聞いたの。

〇学務課長 南山小学校の方ですけれども、これは具体的に麻布十番のダイエー前という形になっているのですが、買い物客の自転車とその駐停車があって、視界がふさがれているので対応してほしいという依頼でございました。警察の方に連絡をとって対応をしてもらったものでございます。

それから本村小学校の方ですけれども、これは南麻布三丁目の新坂と明治通りの交差点というところなのですけれども、車が停車していて危ないということで、これは110番通報という形になってしまったのですが、対応を既にしてもらっているということで、警察の方から報告は受けてございます。

- **〇教育長** そうすると実施済、継続を必ずしもしなくても「実施済」という表現は正しい訳ですか。 そういう意味では。
- ○学務課長 そうですね。
- **〇教育長** 分かりました。

あと、ガードレールに関してなのだけれども、総合支所とか街づくり支援部が出てくるではないですか、対応先として。これは区道だからというところではないですよね。どうして街づくり支援部と支所が混在するのですか。

- ○学務課長 街づくり支援部……。少々お待ちください。
- **〇教育長** 責任のよりどころを、やはりこういうのは明確にしておいた方がいいので。
- **〇学務課長** 確認させていただいて、後ほどご回答させていただければと思います。
- **〇教育長** いくつも言って申し訳ないのだけれども、これで最後です。10番目のところに「信号機の設置、時間の調整等をしてほしい」という要望に対して、学校から児童への「安全指導済」と書いてあるではないですか。これは例えば信号機の設置とか、あるいは時間の調整ができないので、子どもたちに気をつけてねという安全指導だと思うのだけれども、いきなり「安全指導済」が来るというのはよく分からないので。その前が何かあったのではないですか。
- **〇学務課長** これは、下から2番目の行と一番下の行、これは一体のものでございます。申し訳ございません。既に、交通量が少ないため、設置が困難であると警察署が判断したため、学校において安全指導を行いましたということでございます。
- ○教育長 9番目もそうですか。「指導済」というのは。
- **〇学務課長** 9番目……。信号機のところですか。
- **〇教育長** 9番目「道路が狭い、車の通りが多いので安全確保が必要である」。ここは指導しましたよということ。ここはストレートでもいいのかもしれない。何かにつながっている訳ではないのですよね。
- **〇学務課長** そのとおりでございます。
- **〇教育長** それから、要はできないですよという、この結論のところ。実際に通学路点検をしてもらって、参加者が11人以上いる訳だけれども、前にも聞いたと思うのですが、それでこういうことでできませんという部分については、通学路点検に来た人たちにはちゃんと回答しているのですよね。説明している。
- **〇学務課長** 以前ご指摘を受けて、今後参加していただいた方に対して、対応についてはこういった形でやりました、結果はこういうふうになりましたということで回答はしてございます。
- ○教育長 皆さんにですか。

- **〇学務課長** 学校を通じて、周知をお願いしますという形でお願いしてございますので、基本的には参加者全員にというふうに捉えてございます。
- ○教育長 最後ですけれども、11番にあるのですが、これだけではないかもしれないです。今後 も、私道のため、さっき説明があったので、こういう状況ですよ、子どもが蹴つまずくかもしれな いという話があったではないですか。私道のため、街づくり支援部が「困難である」という判断に なったのだけれども、マンホールのひびがどうのこうのではなくて、まだ蹴つまずく可能性がある のでしょう。あるのですよね。
- ○学務課長 はい。
- **〇教育長** そうしたら私道と言えども、街づくり支援部として「子どもたちがここを通って、そういう危険性が今あるので、ぜひここは改善してもらえませんか」ぐらいの事は言っているのですかね。
- ○学務課長 所有者に対してということですか。
- **〇教育長** そう。私道だからやらないというのではなくて、結果やらないかもしれないけれども改善を伝えていますか。
- **〇学務課長** 私道の所有者に対してお話をしていると聞いています。
- **〇教育長** みんな私道については、こうですよという場合も必ずその持ち主等には話をしてくれているという理解でいいですか。
- **〇学務課長** ご協力をお願いしますということでお話をしてあります。
- **〇教育長** 分かりました。ほかにいかがでしょうか。
- **〇田谷委員** 9番の「道路が狭い」という件は、港区内の18校、小学校のそばに必ずこういうと ころがあると思うのです、道路が狭い、特に古い町並みのところは。その件に関しては本当に懲り ずに警察に要望を出しておいてもらって、必ず何かの区画整理のときに道路が広くなるということ もあると思うので、これはもう地域の保護者の方にも諦めないで訴え続けてくれというのは、ぜひ とも言われた方がいいのではないかというふうに思います。

それともう一つ、自転車の問題なのですけれども、駐輪とかそういうことで撤去をしてほしいという意見があるのですけれども、歩道を自転車が走ることに関して、僕はこれも同等かあるいはそれ以上に危険だと思うのです。小学生であれば、児童であればしようがないのかな、ある程度許されるのかなというのもあるのですけれども、最近は大人も構わずに、しかも幅の狭い歩道でも走っている。こういう注意をどこがしたらいいのかなと。あるいは取り締まりと言えば、取締まらないから注意喚起でしょうか。この機会に、それをぜひとも警察なり何なりにしていただく、あるいはそういう機会に、そういう大人に注意喚起をしてもらいたいという項目を一つ申し入れられれば申し上げたいなと思います。

〇学務課長 今、2点ご指摘いただきました。道路が狭いという部分についても、関連セクション、警察含めて粘り強くそれは訴えていきたいというふうに思ってございます。

それから自転車の歩道の走行についてですけれども、規制になりますので、やはり警察の管轄に

なってくるかと思います。私どもの方からも、この件についても粘り強くお話をしていきたいとい うふうに考えてございます。

- **〇田谷委員** よろしくお願いします。
- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

1 港区学校運営協議会委員の任命について

- ○教育長 次に「港区学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いします。
- **〇教育企画担当課長** それでは、教育委員会報告資料ナンバー1「港区学校運営協議会委員の任命 について」ご報告いたします。

今年度4月1日より赤坂アカデミー及びお台場アカデミーにおきまして、学校運営協議会が発足しておりますが、このたび赤坂アカデミーにおきまして新たにお1人、学校運営協議会委員を任命いたしましたので、ご報告いたします。

項番1をご覧ください。今回任命させていただきました委員の氏名、属性、任期をそれぞれ表記 しております。委員氏名は佐藤真紀子氏でございます。

恐れ入りますが1枚おめくりいただきまして、参考資料1をご覧ください。港区学校運営協議会委員推薦書を添付しております。こちらは港区学校運営協議会規則第6条第3項、委員については対象学校の校長が教育委員会に推薦できるという規定に基づきまして、赤坂アカデミー対象校及び幼稚園の校園長より提出された物でございます。佐藤氏の推薦理由は、現在スクールサポートスタッフとして勤務、小学校運営に理解があり、地域との調整役として期待できるとされております。事務局で確認いたしましたところ、スクールスタッフに加えまして令和元年6月17日付で地域学校協働本部の地域コーディネーターにも任命され、活動を始められているということでございました。

地域コーディネーターについては、地域学校協働本部において地域住民と学校の情報共有、地域への助言などを担っておりまして、既に赤坂アカデミーにおきましては、2枚おめくりいただいて参考資料2に現状プラス佐藤真紀子氏の一覧がございますけれども、日比谷信子氏と糸数恒子氏、赤坂勝雄氏の3氏を学校運営協議会委員に任命し、活動をいただいております。ただし、日比谷氏は中之町幼稚園、糸数氏と赤坂氏は赤坂中学校の地域学校協働本部の地域コーディネーターということでございまして、これまで赤坂小学校では地域コーディネーターが不在ということで、地域学校協働本部と学校運営協議会を直接つなぐコーディネーターの方を学校運営協議会として任命できておりませんでした。このたび佐藤氏が地域コーディネーターとなりまして、校園長より推薦があったことから、学校運営協議会委員に任命したものでございます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして1ページ目「任期」をご覧ください。佐藤氏の 任期は令和元年8月1日から令和3年7月31日までの2年間となっております。委員の任期は港 区学校運営協議会規則第7条第1項で2年以内にすると規定されておりまして、これによるもので ございます。

赤坂アカデミー学校運営協議会委員の人数は、今回の佐藤氏を含めまして17名となりますが、 委員の人数は規則の第6条第2項で、二つ以上の学校について一つの協議会を置く場合にあっては 20名以内とすると規定されておりまして、この範囲内であり、問題はございません。

簡単でございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- **〇教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。 よろしいですか。
- **〇山内委員** この学校運営協議会の委員の任期ですけれども、最初は、スタートのところでは、全 員がその時点から2年で、一部の方が1年ということで始まって、今後このように補充があったり あるいは途中での交代があったときは、残任期間でいくのか、それとも新たな2年でいくのかとい うことの方針というのはどこかで決めましたでしょうか。
- ○教育企画担当課長 委員の任期でございますが、現任の委員が欠けられて、その方の後任という ふうにつく場合については、残任期間という形にしております。新任の委員の場合につきましては、 基本的には2年以内でございますが、現状1年とされている方もいらっしゃいますように、その方々 にヒアリングをさせていただきまして任期の決定をしております。 そのことによって委員の任期、 それぞれずれてまいりますけれども、学校運営協議会につきましては継続的に学校と地域のかかわ り合いを続けていくというところでございますので、委員の任期がそれぞれ最終がずれるというところに、特段の支障というところはないのかなというふうに考えているところです。
- **〇山内委員** なぜ申し上げたかと言うと、今後、重任もありの計画だと思いますけれども、その期があると当然、例えばこれで言うと令和3年3月31日、おそらくその次もあって、その2年後と、大勢が交代になる訳ですけれども、そのときに常にそれぞれの地域住民とか保護者、その辺に住む活動家などのそれぞれのカテゴリーのバランスとか、そういうのを常に考えながら交代をしたり、重任をしたりということをしていく必要があると思うのです。そのときに今のように、今回のように終わりの時期がずれていくということでもいいのか、あるいは逆にその期でまとめて、バランスを常に考えながら対応していくのがいいのかということは本来、考えておいてもいいのかなと思って今質問をしました。
- ○教育企画担当課長 ありがとうございます。委員のバランスであるとか、そういった継続性というところも必要だと思いますので、一気にかわってしまっていいのか、それとも何人か残られるような設定にするのか、今年度始めたというところもございますので、ここも実際に運営する学校運営協議会の方とも相談しながら考えたいと思います。
- **〇教育長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ青山(スポーカル青山)の設立について

○教育長 次に「港区総合型地域スポーツ・文化クラブ青山(スポーカル青山)の設立について」 説明をお願いします。

〇生涯学習スポーツ振興課長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー2に基づき説明させていただきます。「報告内容」は港区総合型地域スポーツ・文化クラブ「スポーカル青山」が本年9月22日に設立するというものです。

項番1「港区総合型地域スポーツ・文化クラブについて」です。港区総合型地域スポーツ・文化クラブ(以下「スポーカル」とさせていただきます)は、地域の方が地元の小学校、中学校を拠点として子どもから高齢者まで、スポーツや文化活動を楽しむことを目的とした自主運営のクラブです。港区基本計画、スポーツ推進計画においても、スポーツを通じた仲間づくり地域づくりとして区の施策に位置づけられております。

項番2「これまでの経過」です。区内のほかの地域では、平成19年に「スポーカル六本木」、 平成25年に「スポーカル高松」が設立されました。スポーカル青山は平成27年度から設立の意 向が示され、平成30年度に設立準備委員会を立ち上げ、設立に向けた本格的な準備を設立運営委 員会が進め、本年9月22日の設立に至っております。

別紙1、タブレット番号4分の3に設立運営委員会のこれまでの実施内容を添付しております。

4分の1に戻っていただきまして項番3「所在地・運営組織」です。事務局の所在地は青山中学校内の空き室になります。もともと使用していなかった部屋を使うことになります。その使用に当たりましては、使用料は免除といたします。このことについて令和元年8月26日の港区公有財産管理運用委員会で審議し了承されております。

運営組織は別紙2のとおりです。タブレット番号4分の4になります。会長の小堀氏は、港区青少年対策青山地区委員会会長であり、スポーツ推進委員でもあります。副会長の竹内氏は青山地区委員会副会長であり、保護司会副会長でもあります。もう1人の副会長、横田氏は青少年委員。事務局長森田氏、理事の伊藤氏はスポーツ推進員となっております。

それでは4分の1に戻っていただき、4分の2に進んでいただきまして、項番4、令和元年度の 事業計画になります。会費につきましては記載のとおりで、スポーカル六本木、スポーカル高松と 同様の形態をとっております。事業内容は記載のとおりになります。そのほかの種目についても現 在調整中で拡大していく予定となっております。これらの会場使用料につきましては、港区立学校 施設等使用条例施行規則により免除といたします。

最後に項番5。スポーカルの安定的な運営のために港区総合型地域スポーツ・文化クラブ等補助 金交付要綱に基づき、区は補助金を交付しております。通信費や備品購入費は10割、事業実施に かかる報酬や消耗品費等は5割となっております。補助金の上限額は200万円で、最長5年支援 することとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

〇山内委員 こういう地域スポーツ・文化クラブの運営の場合に、最初の設立のタイミングだけで

はなくて、その後どう継続して運営できるようにするかというのは、かなり苦労すると思います。 今、補助金のことで安定的な運営のためにとおっしゃって、その上で設立年度を含めて最長5年と いうふうにお話がありましたけれども、6年目以降は補助というのは出ないと理解していいですか。 **〇生涯学習スポーツ振興課長** 最長5年なので、6年目はないということになります。

〇山内委員 6年目以降の運営は結構大変だなと思って実は見ていて、つまり200万円の収入を得ようとすると、6年目以降は追加で新たに1,000人会員を集めないと維持できないという設定ですから、こういう総合型スポーツクラブを本当に維持しようとすると、6年目以降、金額は変えても、何らかの形で支援するのか、あるいは年会費の設定などをもう少し調整していくのかということまで考えないと、まだまだ難しいのだろうなというふうに、お話を聞きまして思います。

ほかのうまくいっているところがどうやってうまくいかせているのか、逆にやはり6年目以降苦労しているところがあるのかというところも見ながら、せっかく設立する青山のスポーカルがうまく運営できるような仕掛けというか、そのメンバーの方たちもしっかり考えていただけたらいいと思います。またそれに必要な情報交換というのをしていただければいいというふうに思います。

〇生涯学習スポーツ振興課長 今回のスポーカル青山は港区では3番目のスポーカルということになって、先行していた六本木、高松の現在の運営がどうなっていたのかというのは助言いただいたところです。当然、区の補助金がもう5年までということは決められていることなので、補助金を出している間に、補助金がなくなった以降も自立した運営ができるかどうかということをきちんと区としても見ていかなければいけないと思いますし、当然運営していく中での会員の確保だとか、場所の確保ということで、運営に支障がないような形で区がサポートをし続けていくことが大事であると考えております。

〇教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 二つ質問があります。このスポーカルを開催するに当たって、当たり前だと思うのですけれども、学校活動や部活動、それから一般の設備利用者とダブることはないのかということが一つと、もう一つは、全部で10校中学校があるうちの3校まではスポーカルを入れると、残りの7校も今後発展させていく予定なのか、その辺をお聞かせいただきたいのですが。

○生涯学習スポーツ振興課長 スポーカルの運営に当たっては、やはり学校施設を使うということから、既存のもともといつも学校施設の中で使っている団体であるとか、学校の運営に支障をきたさないというのがまず前提としてある中で、添付資料にもありましたように、設立運営委員会の中で、そういった学校施設をどうやって使っていくか、支障なく使っていくかということを話し合ってまいりましたので、運営をこれから進めていくに当たっても、そういう部分の既存の団体等ともトラブルと言いますか、問題がないような形で今後も進めていくような仕組みにはなっております。現在、タブレット番号4分の2にありますように、その事業内容としてもう決まっている種目というのがあるのですけれども、これも準備段階の中でこういった形で継続して進められることに問題がないということを皆さんが、学校の先生も含めてですけれども確認し合って決まっているので、今後も種目を増やす中では、そういったところの学校の運営だとか、地域のもともとの既存団体と

の兼ね合いだとかというのを気にしながら、確認しながら進めていくことになっております。

それから、次に別の地域、意向があるかというところなのですが、現状としてスポーカルの設立 意向を示している地域が赤坂地区と三田地区になっております。なので、このスポーカル青山もそ うなのですけれども、もともと27年度に意向は示していながら、やはりその地域の方の強い思い、 自主的にゆくゆくはやっていかないといけないというところから、地位の方がまとまって進めてい くということとか、学校長に理解していただくこととか、あと会員がどれだけ確保できるかという ことを慎重に見極めていかないとなかなか設立に至らないということもある中で、うまくかみ合っ た中での設立ということが実現となるので、今現在、三田、赤坂も設立意向を示しているところで すが、なかなかまだ確定というところまではいっていない状況ですが、スポーカルの設立は今後も 増やしていきたいと区としても考えております。

- **〇教育長** よろしいですか。
- **〇田谷委員** 一般の開放を利用されている方との兼ね合いというのが一番難しいと思います。特に 青山の場合はテニスコートの利用率が高いのではないかなという話も聞いておりますので、その辺 のところは円満な形で進められることを強く望みます。

それから残りの7校の件に関しても、先程山内委員のご質問にもありましたように、補助がなくなってからの金銭面、維持費という面というのは非常に問題になると思うので、まだ名乗り上げているところがあるようですけれども、十分慎重に進められることを希望いたします。よろしくお願いします。

- 〇生涯学習スポーツ振興課長 はい。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほかありますでしょうか。

- **〇学務課長** 先程の、令和元年の春の通学路点検の実施結果のご説明の中におきまして、ガードレールの設置・修繕について、街づくり支援部か、またはその総合支所なのか、役割分担は何かあるのかというご質問をいただいたところでございます。調べましたところ、守備、設置とも総合支所となります。表記が誤っておりまして申し訳ございませんでした。
- **〇教育長** 「街づくり支援部」というのは「総合支所」ということでいいのですよね。
- **〇学務課長** はい。申し訳ございません。
- **〇教育長** 上の、例えば4番の「各地区総合支所、街づくり支援部、東京都」云々というのは、これは「街づくり支援部」が消える訳ですか。
- **〇学務課長** そういうふうにしたいと思います。申し訳ございません。
- **〇教育長** ここだけでいいのですよね。ほかの、例えば2番とかは、街づくり支援部というのは入っていていいのでしょう。
- **〇学務課長** 2番の標識、これについてはこのままで結構です、これで合っています。

- **〇教育長** 入っていていいのですよね。
- ○学務課長 はい。
- **〇教育長** では、ここの4番のところの「街づくり支援部」は消して、なおかつ「街づくり支援部」は「総合支所」に読みかえると。分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

〇山内委員 10月19日から郷土歴史館で「日本・オーストリア国交のはじまり」という展覧会が始まりますけれども、せっかくの非常に期待のできる展覧会ですので、それに向けてどう来場者を増やすための準備をされているか、その広報面について準備状況を説明していただければと思います。

○図書文化財課長 今ポスター、チラシを事前にお配りさせていただきましたけれども、ポスターで配布が始まりました。また9月1日からは前売り券ということで入っております。あと、オーストリア大使館の方からは、共同通信社などの情報提供で記事が出てくる有楽町と、あと関連する日本の中の団体については、冊子であったりビラであったりというのは全部配っている状況ということで調整をしておりまして、そういったものを今、準備しているところです。企画展が、我々の方で特別展をやっておりますので、時期についてはダブらないような形も少し考えながら、かつうまく広報活動等ができるように今、調整をしているところです。

また先日も、MXテレビに区長に出ていただいたときには、今回の、今の期間の特別展と次回の 日墺のものの、直接文言で言っていただきましたので、そういった意味でのPRも済んでございま す。こういったことを地道に、色々なことがあるところに少しずつでも入れていくことが大事だな というふうに思ってございます。以上です。

〇山内委員 今まで郷土歴史館の企画展、どちらかと言えば「港区」、そういう地域に興味がある 方が来やすいテーマだったと思うのですけれども、今回はある意味で、港区という地域に興味がな くても、港区外からも広く来てもらえる展覧会であって、ある意味で郷土歴史館の価値というのを 広く伝えるいいチャンスだと思うのです。そういう意味では積極的にこのチャンスを生かして、広 く広報された方がいいと思っています。

今、オーストリア向けの関連の団体にということがありましたけれども、アカデミックな面とか国際交流の面で言うと、オーストリアだけではなくてもっと広く、港区に大使館を持っている関係の団体、あるいは日欧の交流史に関係しているような団体とか、そういうところにも広く周知されたらいいのではないかなというふうに思います。というのが、一つは要はこういうことが港区の郷土歴史館でできるのだということを、ほかの国の港区に縁のある人たちに知ってもらうというのはいいチャンスになると思うのです。今まで地域の郷土歴史館、あるいはその類似の施設で、こういう交流史の展覧会というのはあまりどこもやっていなくて、横浜の開港資料館とかは時々やりますけれども、それ以外はなかなかできない訳です。港区の場合は大使館があるというだけでなくて、やはり幕末に港区の中のお寺に色々な国の公使館ができた訳です。そういう意味で、本当にその交流史の出発が港区から始まっているという点でも、港区としてこれはいくらでもできるというのが

一つと、さらに学術的な面で未発掘の資料が海外にまだたくさんありますから、そういう物を発掘しながら、また学術的にも貢献していけるというチャンスであって。そういう意味で類似の展覧会が、こういう郷土歴史館をベースにしてできるのだということを広く知ってもらうといういい機会にもなるのではないかというふうに思っています。ですからぜひオーストリアに限らず、この日欧交流史に関係があるようなところに広く周知されるといいのではないかというのが一つです。

それからもう一つは、一般に向けても今回は比較的視覚的にも楽しい展示だと思いますから、港 区にあまり関心がない人も含めて、例えばウィーン旅行をしてウィーンのファンになったような人 たちとか、そういう人たちにだってもっと広く来てもらえるチャンスですから、色々な糸口で来て もらえる機会をつくっていくということができるといいのではないかなというふうに思います。楽 しい企画も交えて、ぜひ準備されるといいと思います。

例えば前回ちょっと言いましたけれども、下のカフェはこの期間はもうオーストリア特集のカフェを、八芳園だったら十分できます。そういうことをするだけでもやはり来やすくなりますよね。楽しくなるし。例えば、ザッハトルテとか、それからアプフェルシュトゥルーデルというような、いわゆるアップルパイのウィーン版のようなケーキとか、オーストリア流のクレープとか、あるいはいわゆる生クリームがたくさん乗ったウィンナーコーヒーとか。そういうものを下のカフェで準備してもらうだけでも、やはり来やすくなるしおもしろくなる訳ですよね。さらにウィンナーコーヒーなんかで言えば、オーストリアだとアインシュペンナーといって「1頭立ての馬車」というのです。何かというと、1頭立ての馬車の運転手が、いわゆる今でいうタクシーの運転手みたいなものですが、元気をつけるためにコーヒーの上に生クリームをたっぷり乗せて、それが語源でアインシュペンナーというのですけれども、そういうちょっとした小話を交えてそういうところで出すだけでも楽しくなる。

せっかくなのでそういう企画をしながら、一般の人も楽しく来やすくなるようにしてもらえると、 港区にこんなにいい歴史館があるのだと知ってもらえて、展示もたくさん見てもらえる。ですから 一般の人向けと国際交流とか、あるいは学術的な関心からの人たちと、色々な層で関心を持たせる ようなことをここでやっていけるといいのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう ことを積極的にやっていただけるといいし、港区としてもほかの部局も含めて、そういう支援をし ていただけるといいなというふうに思います。

○図書文化財課長 こちらも国際交流の関係の部署と連動したり、国際交流協会さんとか、あと観光協会さんも含めて、色々な話ができればというふうに思っています。また、先程のカフェの話ですけれども、私どもでもデザートの関係と飲み物の関係で何かできないかとオーストリアの大使館の方と打ち合わせをしているところで、具体的に何を出すかというのはまだ決まってはないので、それですけれども、できる範囲でということでは今考えております。

あと考えているのは実際調印がされたところが泉岳寺の前のところになるのですけれども、そこのところに絡めて何かできないかとか、そういったところで、講演会も、開く場所も含めて、色々 考えられないかということは今、調整をしていますので、色々な意味でおもしろくしていきたいな というふうに思っています。また色々決まりましたらご報告をさせていただきたいと思います。よ ろしくお願いいたします。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

○田谷委員 なかなか山内先生がグルメだということを、初めて知りました。ぜひともその件は同じ食いしん坊としても、今回からという訳ではなくて、将来的にもそういう海外とか、あるいは地方と組むようなことがあれば交流していただきたいと思います。

周知の件なのですけれども、ちいばすの広報は使えないのですかね。それともう一つ、前回の写真展でも説明していただいている方、ちょうど僕、同じ回で回らせていただいて、やはり印刷物、キャプションを読むのもそうなのですけれども、そういう説明員のお詳しい方がいらっしゃると、また話に尾ひれがついて、あのときも大変楽しく何人かで回らせていただくことができました。特に諸外国の話になりますと、そういうのに詳しい説明員も確保できれば、していただければ、あるいは今後もと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○図書文化財課長 ちぃばすについては、予算が結構かかってしまうので、今のところ予定は入っていないですけれども、地域の色々なところに流せるようにとか、商店街さんの方とか、色々なところに貼らせていただくようにはしていますので、そういったことも含めて、あと駅にもパンフレットを置かせていただいたりとか、そうやって少しずつ広げていっていますので、そういったところでもやっていければと思います。

案内については写真展のときは確かにお持ちだった方に来ていただいたのですけれども、今回アルフレッド・モーザーさんという方、結構年配の方で、オーストリアからいらっしゃっているボン大学の名誉教授さんになってしまいますので、なかなかずっといらっしゃるということはないですけれども、初日か翌日ぐらいには来ていただいて少しお話をされたり、子ども向けに何かしようかという話も出ておりますので、そこはそこで似たようなことはできるのですけれども、そこで聞いたことを、アテンダントの方がしっかりとそこでメモ書きしたりとか、色々なことで次に伝えられるようにしようということで、そこについて回って、どういうふうにお話をしていたのかとか、何を伝えたらおもしろいのかということをやろうかという話は今しているので、そういったことはやっていきたいなというふうに思ってございます。

- **〇田谷委員** よろしくお願いします。
- **〇教育長** 確かに、ちいばすはお金かかる。バスの運営会社の収入になるのですよ。
- 〇田谷委員 運営会社側の。
- **○教育長** だからちょっと難しいのです。聞きながら思ったのですけれども、CATVは無料なので、何か番組の中に入れてもらって、今、歴史館でこんな素晴らしい企画展をやっていますよというのを、取材に来てもらい放送してもらえば、少なくとも新宿、港は映りますよね。
- **〇図書文化財課長** そうですね。ちょっと調整してみます。聞いてみます。
- **〇教育長** やってくれると思いますよ。
- **〇図書文化財課長** 構成含めて入るかどうか。短めでいいので、どうにかならないかという話を考

えてみます。

〇山内委員 さっきのケーキとかのお話ししたのも、ああいう物もいわゆるインスタ映えする物を 八芳園の力だったらカフェでできますから。そうすると今度SNSで、来た人が流してくれるので すよ。だからそういう物をどう用意するかというのが今、結構こういう展覧会のとき、大事なので すよね。

○薩田委員 その続きで、港区内の子どもたちにはもちろん学校から通して配布はしますよね、小中学校。歴史になるとちょっと小学生だと難しいところも色々あるかもしれないのですけれども、中学生とかは、ぜひ先生方にまず興味を持っていただいて、社会の先生、色々な教科で関連、つながると思うのですけれども、先生がチラシ1枚配るときにでも、少しだけ何かを先生が発信すると子どもは興味を持つのです。ただ全部、色々なチラシとかPTAの手紙とか、そういうのと一緒に配られてしまうと、それでもう終わってしまうのですけれども、一人ひとり手渡しは無理にしても、何かその授業内で、例えば社会の先生が「こんなの楽しそうだよね」みたいなふうに配ってくれると、子どもはそれを家に持ち帰っておもしろそうだよねという話が出るのです。

実際、六本木にある富士フィルムのチラシを理科の先生が興味を持って、その写真を見て「この写真展おもしろそうだね」と一言、言ったらしいのですけれども、うちの子はこういう話を聞いて持ってきたのだけちゃんとこう出したのです。その他大勢の手紙とは別にです。色々お忙しいと思うのですけれども、先生にも興味を持っていただき、そういう発信の仕方もぜひ今後やって頂けるといいのではないかと思います。毎回ですと、また言っているとなってしまうのですけれども、たまにそういう事に興味を持ってもらえるようなきっかけとして、声掛けをするというのは小学校、中学校ともに良いのではないかと思います。また、保護者向けにも何か宣伝ができるといいなと思いました。以上です。

〇図書文化財課長 どこまでできるかはありますけれども、この後、例えばみなと教育連絡会や校園長会がありますので、そういった際に、今度そういったお願いをして、子どもたちが興味を持つように伝えてもらえるような、そういったお願いをしてみたいというふうに思います。

- ○薩田委員 お願いします。
- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

〇教育長 それでは、これをもちまして本日は閉会といたします。

次回は臨時会9月24日火曜日午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。 お疲れさまでした。

(午後2時52分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 山内 慶太